

犬猫のマイクロチップの義務化について

1. 現状

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動愛法」という。）では、第 7 条第 3 項に所有明示の努力規定がある。この規定に基づく「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置（平成 18 年環境省告示第 23 号）」では、家庭動物に装着・施術する識別器具等として、首輪、名札、マイクロチップ、入れ墨、脚環等が示されている。所有者明示措置の実施率については、インターネットによる調査では増加傾向にあり、平成 22 年度実施調査では、犬で約 58%、猫で約 43%となっており（ただし、対面による世論調査では犬 36%、猫 20%にとどまる）、所有明示措置の方法別では、7.8%の方がマイクロチップの装着を行っているとの結果であった。

一方、特定動物については、動愛法第 31 条に基づき、原則としてマイクロチップの装着が義務づけられている。

平成 22 年度末時点での動物 ID 普及推進会議への登録数は 450,414 頭となっている。

○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

（飼養又は保管の方法）

第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）

（飼養又は保管の方法）

第二十条 法第三十一条の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一～二 略

三 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。以下略

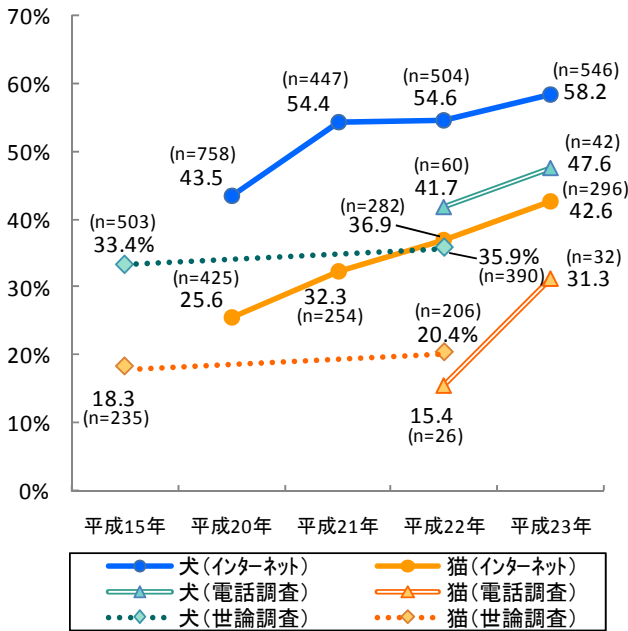
2. 主な論点

- ・（マイクロチップ普及率は増加傾向にあるが現時点で高いとはいえない中）特定動物以外の家庭動物等にマイクロチップの義務化は必要か。
- ・ 仮に、義務化が必要であると考えた場合、
 - 誰（業者か、所有者か）に義務づけるのか
 - 費用負担をどのように考えるか
 - いつからの装着を義務づけるのか
 - 現在のシステムで運用可能なのか（登録事項の変更手続きを含めて）
- ・ 狂犬病予防法との整理が必要となるのではないか。

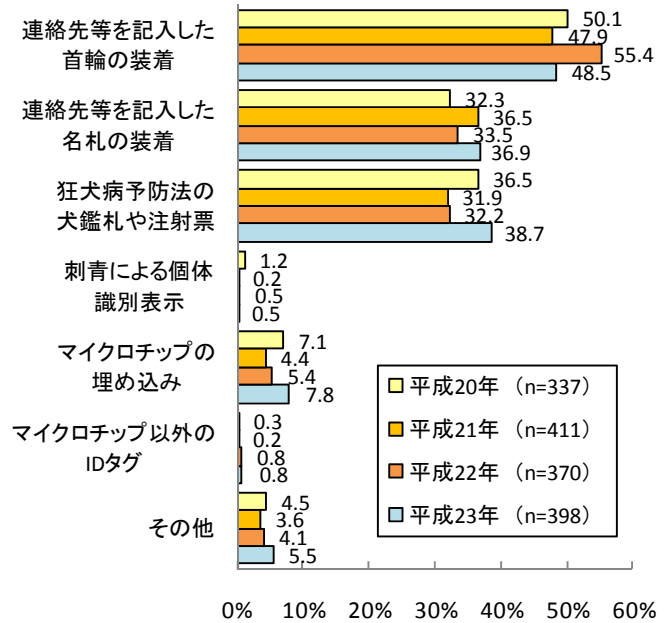
犬・猫の所有明示（個体識別）措置

- 犬・猫の所有明示措置の実施率は増加傾向にあり、現在、犬で約 58%、猫で約 43%（インターネット調査）。
- 動物 ID 普及推進会議へのマイクロチップの登録数が約 45 万件に増加。

犬・猫の所有明示措置の実施率

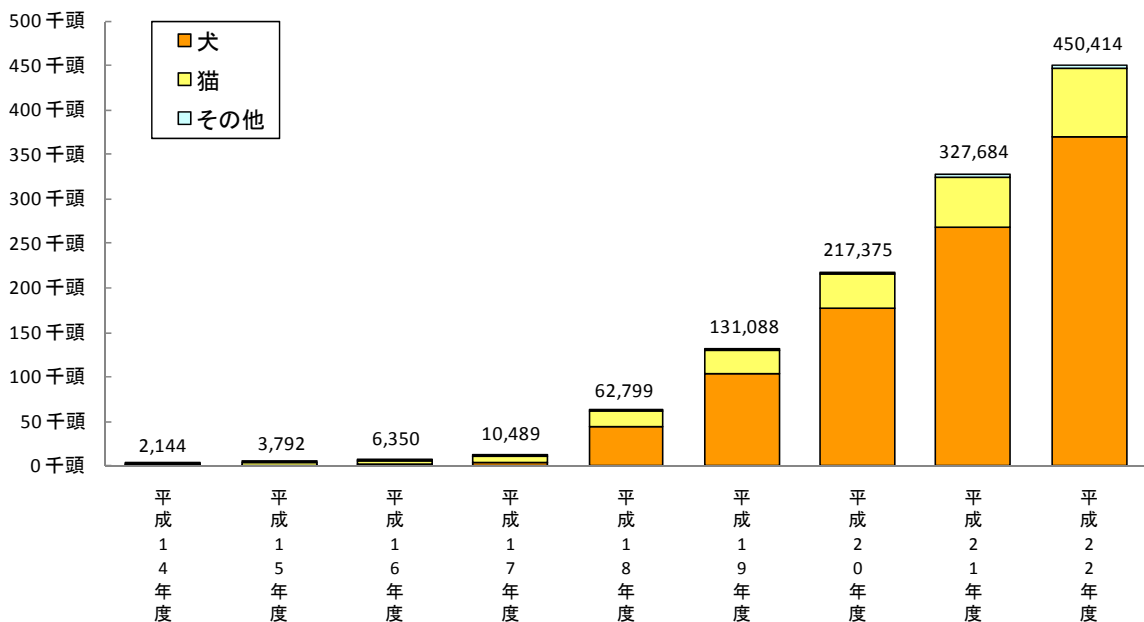


犬・猫の所有明示措置の方法



○平成 15、22 年 内閣府調べ（世論調査） ○平成 20～23 年 環境省調べ

動物 ID 普及推進会議（AIPO）へのマイクロチップの登録数（累計）

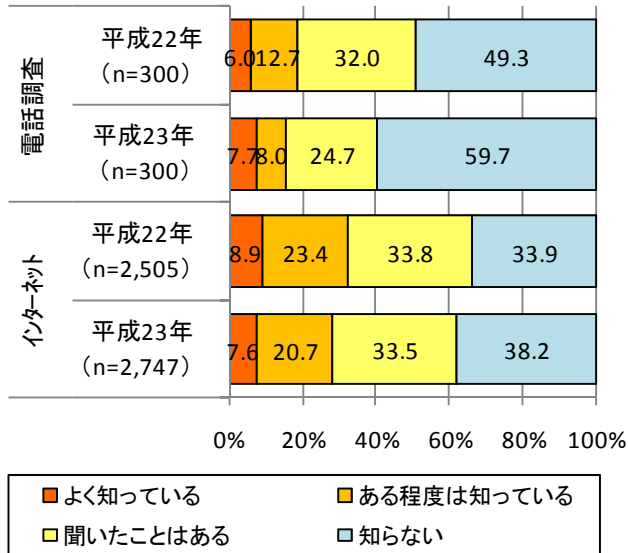


○動物 ID 普及推進会議（AIPO）調べ

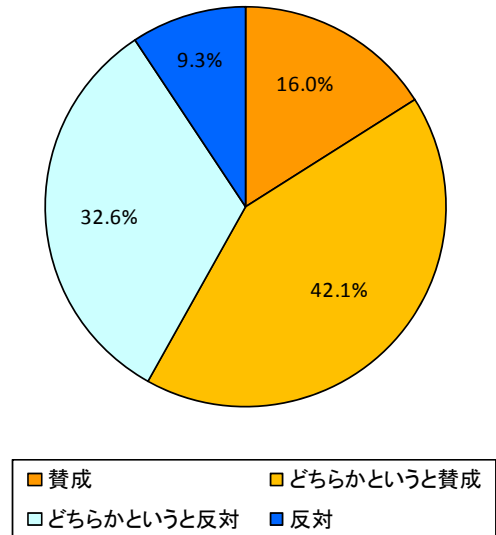
マイクロチップへの賛否

○ ペット用マイクロチップは国民の約 62%に認知されており、約 58%がマイクロチップ施術に賛成している（インターネット調査）。

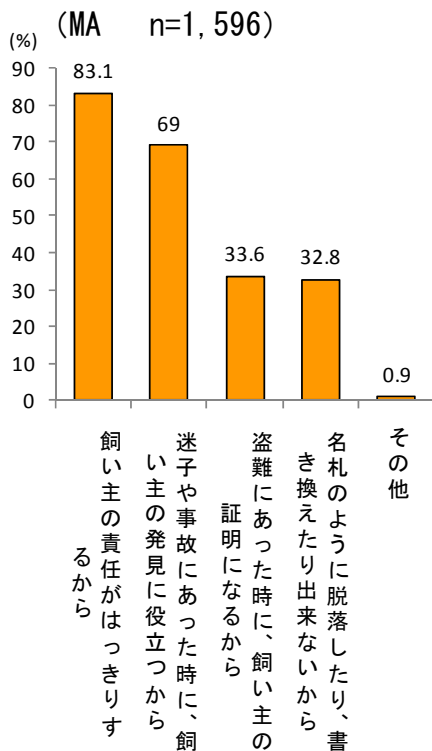
ペット用マイクロチップの認知度



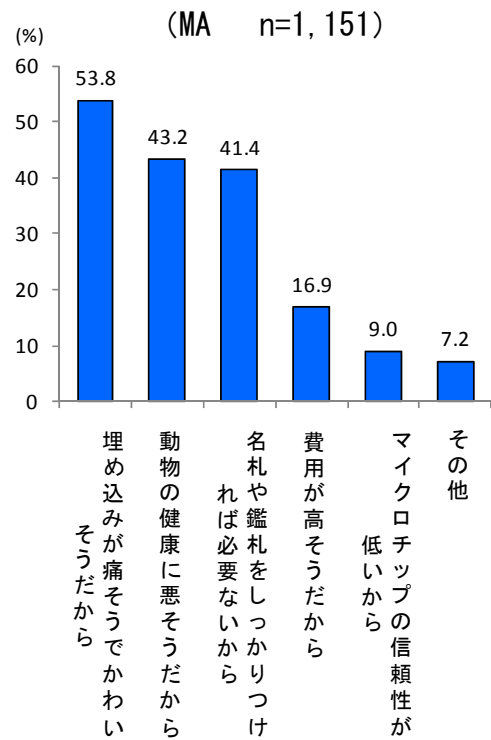
マイクロチップ施術に対する賛否
(平成 23 年インターネット調査、n=2,747)



マイクロチップ施術に賛成の理由（内訳）



マイクロチップ施術に反対の理由（内訳）



○環境省調べ

(参考)

○狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）

（登録）

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかななければならない。

狂犬病予防法に基づく犬の登録数は、平成 21 年度末時点で 6,880,844 頭。